

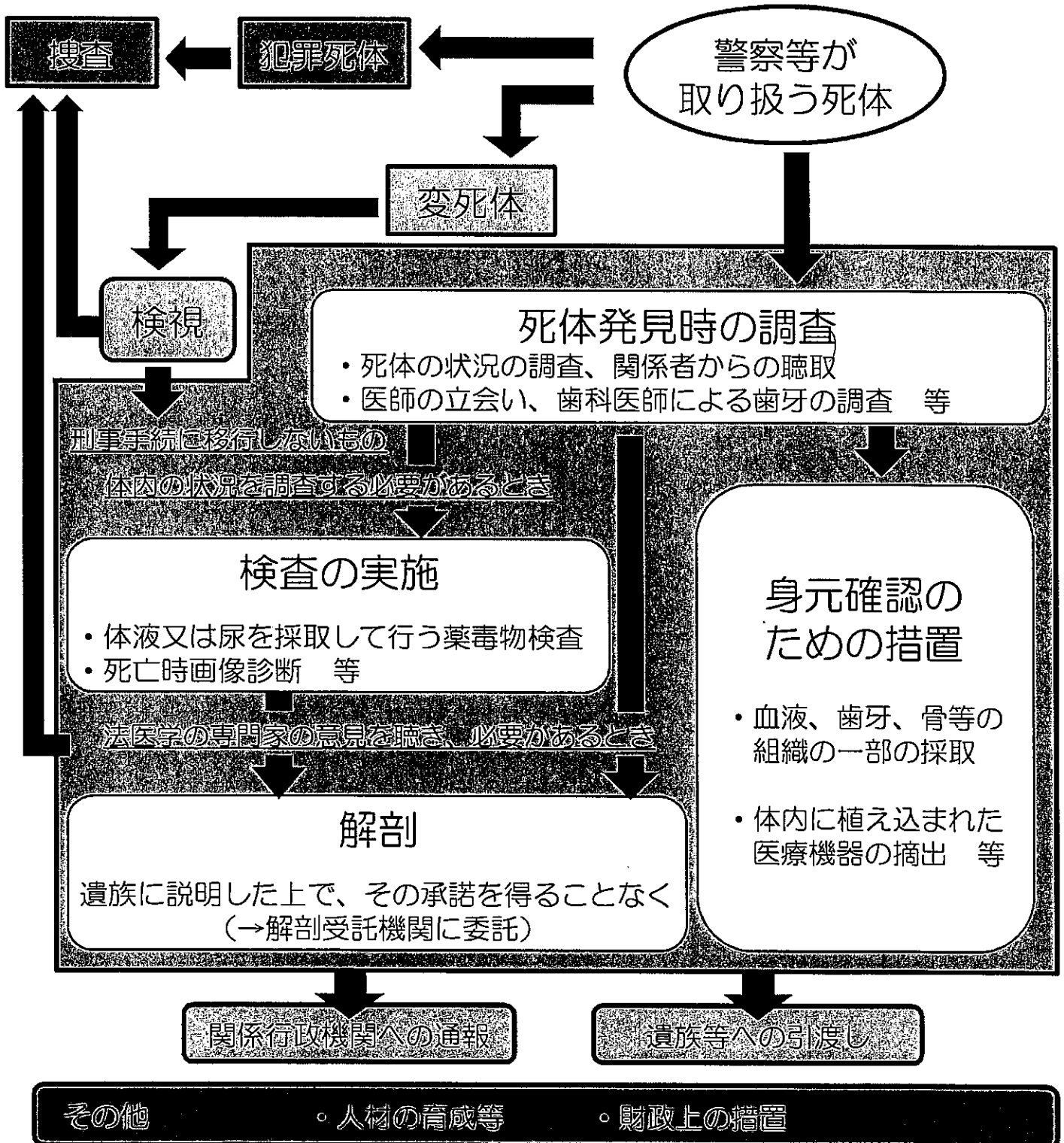
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案 概要

背景

- 時津風部屋力士傷害致死事件の発生（H19）
警察が病死と判断した後、遺族の要望により行政解剖を実施した結果、
犯罪行為によるものを見逃していたことが明らか。

現状

- 死体取扱総数の増加（H14 125,403体 → H23 173,735体）
- 解剖率が諸外国に比べ低調 H23 約11%
（英国約46%、ドイツ約19%、スウェーデン約89%）



警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案要綱（未定稿）

第一 総則

一 目的

この法律は、警察等が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めることにより、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の再発及び拡大の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もって市民生活の安全と平穩を確保することを目的とする。

二 礼意の保持

警察官は、死体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意しなければならないこととする。

三 遺族等への配慮

警察官は、死体の取扱いに当たっては、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮をしなければならないこととする。

第二 死因又は身元を明らかにするための措置

一 死体発見時の調査の実施

- 1 警察官は、その職務に関して、死体を発見し、又は発見した旨の通報若しくは死体に関する法令に基づく届出を受けた場合には、速やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長にその旨を報告しなければならないこととする。
- 2 警察署長は、1による報告に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体を除く。3において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、警察官に、当該死体について必要な調査をさせなければならないこととする。
- 3 2の死因又は身元を明らかにするための調査に当たっては、医師又は歯科医師に対し、立会い、死体の歯牙の調査その他必要な協力を求めることができることとする。

二 検査の実施

- 1 警察署長は、一1による報告に係る死体（刑事訴訟法の規定による検証又は鑑定のための解剖が行われる死体を除く。以下「取扱死体」という。）について、死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、医師に依頼して、体内から体液を採取して行う

出血状況の確認、体液又は尿を採取して行う薬物又は毒物に係る検査、死亡時画像診断その他の政令で定める検査を実施することができる。ただし、専門的知識及び技能を要しない検査であって政令で定めるものについては、警察官に行わせることができることとする。

- 2 1の場合において、取扱死体が変死体であるときは、刑事訴訟法第二百二十九条の規定による検視があった後でなければ、検査を実施し、又は行わせることができないこととする。

三 死体の解剖

警察署長は、一2の調査及び二の検査の結果なお死因が明らかにならない取扱死体について、四1の解剖受託機関その他法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き、必要があると認めるときは、その遺族に対して解剖が必要である旨を説明した上で（遺族の所在が不明であるとき又は遺族への説明を終えてから解剖するのではその目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは説明することなく）、その承諾を得ることなく解剖に付することができることとする。

四 解剖受託機関、解剖の委託

- 1 警察署長は、国立大学法人、公立大学法人、学校法人その他の法人又は国若しくは地方公共団体の機関であって、国家公安委員会が厚生労働大臣と協議して定める基準に該当するものとして都道府県公安委員会が認めたもの（以下「解剖受託機関」という。）に、三の解剖の実施に関する事務を委託することができることとする。
- 2 1により警察署長から事務の委託を受けた解剖受託機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする。
- 3 解剖受託機関は、1により委託を受けた事務によって得られた医学的知見を公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のために活用することができることとする。

五 身元確認のための措置

- 1 警察署長は、取扱死体であって、一2の調査の結果なお身元が明らかにならないものについて、その確認のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、血液、歯牙、骨等の当該取扱死体の組織の一部を採取し、又は当該取扱死体から人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器を摘出するために当該取扱死体を切開することができることとする。
- 2 1による身元確認のための措置は、医師又は歯科医師に依頼して実施することとする。ただし、血液の採取、爪の切除その他組織の採取の程度が軽微な政令で定める措置については、警察官に行わせることができることとする。

3 二2は、1による身元確認のための措置について準用することとする。

第三 警察が採るべき措置

一 関係行政機関への通報

警察署長は、第二の一2、二及び三の措置の結果明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものである場合において、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報することとする。

二 死体の遺族等への引渡し

- 1 警察署長は、取扱死体について身元が明らかになったときは、速やかに（死因を明らかにするために必要な措置がなお採られるときは、当該措置が採られた後速やかに）、遺族その他当該取扱死体を引き渡すことが適当と認められる者（以下「遺族等」という。）に対し、その死因その他参考となるべき事項の説明を行うとともに、着衣及び所持品と共に当該取扱死体を引き渡さなければならないこととする。ただし、遺族等に引き渡すことができないときは、死亡地の市町村長（特別区の区長を含む。2において同じ。）に引き渡すこととする。
- 2 警察署長は、第二の五1による身元確認のための措置の結果なお取扱死体について身元が明らかにならなかったときは、遅滞なく（死因を明らかにするために必要な措置がなお採られるときは、当該措置が採られた後遅滞なく）、当該取扱死体の所在地の市町村長に引き渡すこととする。

第四 雑則

一 海上保安官が死体を取り扱う場合における準用

この法律の規定は、海上保安官が死体を取り扱う場合について準用することとする。この場合において、第一から第三まで中「警察署の警察署長」とあるのは「海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）」と、「警察署長」とあるのは「海上保安部長等」と読み替えることとする。

二 人材の育成等

政府は、取扱死体の死因又は身元を明らかにするための措置が正確かつ適切に遂行されるよう、当該措置に係る業務に従事する警察官、海上保安官、医師、歯科医師等の人材の育成、資質の向上及び確保、大学における法医学に係る教育及び研究の充実、死体の検案及び解剖並びに死体の科学調査（死因又は身元を明らかにするため死体に対して行う薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断、遺伝子構造の鑑定及び検査、歯牙の調査その他の科学的な調査をいう。）の実施体制の充実その他必要な体制の整備を図ることとする。

三 財政上の措置

政府は、取扱死体の死因又は身元を明らかにするための措置が円滑に実施されるようにするため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする。

第五 罰則

第二の四2に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとする。

第六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十五年四月一日から施行することとする。

二 死体解剖保存法の一部改正

死体解剖保存法に所要の改正を加える。